

改正後

改正前

(計画の届出等)

第八十六条 (略)

2 (略)

3 石綿則第四十七条第一項又は第四十八条の三第一項の規定による申請をした者が行う別表第七の二十五の項の上欄に掲げる機械等の設置については、法第八十八条第一項の規定による届出は要しないものとする。

(プッシュアップ型換気装置についての措置)

第六百五十八条の二 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者にプッシュアップ型換気装置を使用させるとき(有機則第五条若しくは第六条第二項(特化則第三十八条の八においてこれらの規定を準用する場合を含む。))又は粉じん則第四条若しくは第二十七条第一項ただし書の規定により請負人がプッシュアップ型換気装置を設けなければならない場合に限る。)は、当該プッシュアップ型換気装置の性能については、有機則第十六条の二(特化則第三十八条の八において準用する場合を含む。))又は粉じん則第十一条に規定する基準に適合するものとしなければならない。

別表第二(第三十条、第三十四条の二関係)

別表第二(第三十条、第三十四条の二関係)

物	第三十条に規定する含有量(重量パーセント)	第三十四条の二に規定する含有量(重量パーセント)
	(略)	(略)
アンモニア	(略)	(略)
石綿(合第十六条第○・一パーセント未	(略)	(略)

物	第三十条に規定する含有量(重量パーセント)	第三十四条の二に規定する含有量(重量パーセント)
	(略)	(略)
アンモニア	(略)	(略)
(新設)	(略)	(略)

一 項第四号イからハ ま でに 掲 げ る 物 で 同 号 の 厚 生 勞 働 省 令 で 定 め る も の に 限 る 。)	満	三 イ ソ シ ア ナ ト メ チ ル 三 ・ 五 ・ 五 ト リ メ チ ル シ ク ロ ヘ キ シ ル イ ソ シ ア ネ ー ト	(略)	満	(略)
---	---	--	-----	---	-----

別表第七（第八十五条、第八十六条関係）

機 械 等 の 種 類 (略)	事 項	図 面 等	二 十 五 石 綿 等 の 粉 じ ん が 発 散 す る 屋 内 作 業 場 に 設 け る 発 散 抑 制 の 設 備	一 石 綿 等 を 取 り 扱 い、若しくは試験 研 究 の た め 製 造 す る 業 務 又 は 石 綿 分 析 用 試 料 等 (令 第 六 条 第 二 十 三 号 に 規 定 す る 石 綿 分 析 用 試 料 等 を い う。) を 製 造 す る 業 務 の 概 要 二・三 (略)	一 〇 五 (略)
--------------------	-----	-------	--	--	-----------

		三 イ ソ シ ア ナ ト メ チ ル 三 ・ 五 ・ 五 ト リ メ チ ル シ ク ロ ヘ キ シ ル イ ソ シ ア ネ ー ト	(略)	(略)	(略)
--	--	--	-----	-----	-----

別表第七（第八十五条、第八十六条関係）

機 械 等 の 種 類 (略)	事 項	図 面 等	二 十 五 石 綿 等 の 粉 じ ん が 発 散 す る 屋 内 作 業 場 に 設 け る 発 散 抑 制 の 設 備	一 石 綿 等 を 取 り 扱 い、又は試験研究 の た め 製 造 す る 業 務 の 概 要 二・三 (略)	一 〇 五 (略)
--------------------	-----	-------	--	--	-----------